

## 「法の日」を迎えて

10月1日は「法の日」です。法の日は、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会の共同の決議に基づき、国民の皆様にも、法の役割や重要性を考えていただくきっかけとなるよう、昭和35年に制定されたものです。

皆様は、「法」というと自分とは縁のないこととお考えになり、普段の生活でも、「法」を意識することはあまりないかもしれません。しかし、「法」は、皆様の権利や自由を守るための最後の砦であるだけでなく、皆様の日常生活のルールとして、皆様が安全・安心に暮らせるための基本的なインフラとして、目には見えないけれども、重要な役割を果たしています。

裁判所は、法を守ること、あるべきルールを探求することを通じて、皆様が安全・安心に社会生活を送ることに、微力ながら引き続き貢献したいと思っています。裁判所においても、高度情報社会の発展とともにデジタル化が進展しておりますが、これも、国民の皆様の裁判所へのアクセスを容易にし、皆様の利便性を高めようとするものであり、「法」をより身近に感じていただけるインフラの整備といえると思います。

皆様におかれても、法の日をきっかけに、社会のルールのあり方に目を向けていただければと念じております。

徳島地方・家庭裁判所長 黒田 豊

